

「小松の沼」住民組織が発足

春野町仁ノ地区にある小松の沼では、平成10年頃から民間事業者による埋め立てが始まりましたが、22年から、土地の一部を取得した民間事業者による新たな埋め立て工事が行われ、降雨時における同地区の遊水機能の低下が懸念されています。

本市議会でも、22年時点で埋め立てが完了していた土地のかさ上げ工事とその工期延長の届け出を受理したことに對する見解や、届け出内容以上に面積が拡大されている埋め立てに對する土地保全条例に基づく指導について、たびたび取り上げてきました。

小松の沼は、大部分が私有地であり、地権者が多く境界確定が進んでいないことが問題を複雑にする一因ともされている中、本年9月15日に、問題解決に向けた住民組織が発足しました。これにより、長年の課題解決に道筋がつくことが期待されます。

問 造成区域を拡大していることについては、変更届を提出させるべきではないか。

答 土地保全条例第5条の規定では、今回の造成区域拡大は変更届が必要な行為になる。しかし、変更届は、提出され

ると技術的に問題がなければ受理せざるを得ず、区域拡大を認めることにながらかねない。そのため、変更届を受理するのはなく、これ以上区域が拡大しないよう、届け出通りの計画内容で早期に造成を完了させる指導を行っていくことで、平成27年に地元と合意している。

問 平成29年4月1日施行の土地保全条例施行規則の改正内容について聞く。

答 造成区域拡大の変更届を提出する際に、拡大区域の土地の権利を有する者の承諾書が必要となった。そのため、変更届に承諾書がなければ、事業者への聞き取りや承諾書の添付を指導することになる。

また、工事の承諾が得られない場合は、その土地を届け出区域から除外するよう指導することになる。

問 今後の取り組みについて聞く。

答 仁ノ地区の排水対策として、平成27年度から、仁ノ排水機場のポンプ増設工事および排水機場への導水路の用地取得に向けた用地測量を実施している。また、境界確定については、周辺約600筆の土地の地権者全員の協力が不可欠であり、こ

のほど発足した「仁ノ小松の沼を考える実行委員会」とも連携し、旧春野町時代の埋め立て経過の確認や、事業者への聞き取りを再度行っていく。こうした内容を踏まえ、土地保全幹事会で課題整理や対応策を検討していく。



猛暑の安全対策・早期実現を 小中学校エアコン整備

出されつつある中、どのような判断をするのか注目されました。

問 本市のエアコン設置の考

答 本市ではこれまで、学力向上の観点から、まずは中学校への設置を検討してきたが、本年度予算編成において、中学校の整備費だけでなく、整備費と13年間の維持費で約20億円が必要となることから、やむなく予算計上を見送った。

しかし、本市としても児童生徒の健康を守るための対策は重要であると認識しており、7月の事故を受け、現



在、全ての小中学校へのエアコン設置に係る事業費の積算作業を行っている。今後、国の支援対策にも十分留意しながら、エアコン設置に向けた具体的な検討を行い、できるだけ早期の予算確保に努める。

問 本市の整備手法等の検討状況について聞く。

答 現在、直接施工、PFI、設計施工一括発注の3つの方式を検討している。直接施工方式については、10月に関係各課合同で、先行事例である徳島市を視察し、実情等を確認する予定である。PFI方式については、設計、工事、維持管理等の業務を一括発注できるメリットがある一方、事業実施までに様々な手続きが必要で、一定の期間を要するなどのデメリットもある。

また、民間事業者から広く意見を求め、対話を通じて市場性等を把握するサウンディング型市場調査の準備に入っている。